

第2回 離宮の水ブランド認証募集要項

I. 離宮の水ブランド認証制度とは

大阪府内で唯一、「名水百選」に選定されている水無瀬神宮の御神水「離宮の水」をブランド化し、地域経済の活性化、地元事業者の商品開発・販路開拓・販路拡大、観光振興を実現することを目的としています。

II. 離宮の水ブランド認証申請について

1. 認証対象

離宮の水を使用した商品、製品又は離宮の水を利活用したサービス及び活動とします。

ただし、公序良俗に反するものは対象外とします。

2. 申請資格

(ア) 島本町内に生活の本拠を有する個人事業者であって、住民税を完納しているもの

(イ) 島本町内を本店所在地とする法人又は団体若しくは島本町内に主たる事業所を有する法人又は団体であって、法人住民税を完納しているもの

(ウ) その他協議会が相当と認めるもの

3. スケジュール

募集期間 平成30年5月28日(月)～6月15日(金)(必着)

審査 平成30年6月下旬～7月上旬(予定)

4. 離宮の水ブランド認証要綱・認証基準

別紙 離宮の水ブランド認証制度要綱・離宮の水ブランド認証基準をご参照ください。

5. 選考方法

認証審査は、離宮の水ブランド推進協議会が、認証基準に基づき審査、認証をします。

6. 申請に関する留意事項

(ア) 書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写などをお取りください。

(イ) 申請品が認証された場合、申請者は、「離宮の水ブランド推進協議会」が実施するイベントなどで申請品を展示する必要があることを事前に了承するもの

とします。

(ウ) 申請品が認証された場合、申請品の写真や説明文などを、離宮の水ブランドに関連するホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了承し、その内容については、離宮の水ブランド推進協議会に一任するものとします。

7. 申請必要書類

申請の際は、必ず専用の様式により申請してください。

- ① 離宮の水ブランド認証申請書（第1号様式）
- ② 申請者概要書（第2号様式）
- ③ 住民税完納を証する書類
- ④ 申請商品概要書（第3号様式）
- ⑤ 申請商品等の写真（プリントしたもの）
- ⑥ 申請商品等の写真データ（CD・DVD）
- ⑦ 申請商品等のサンプル
- ⑧ 離宮の水ブランド認証に係る誓約書（第5号様式）
- ⑨ その他任意の書類（カタログ・パンフレット等）

（申請書様式は、島本町商工会ホームページからダウンロード又は、島本町商工会へご請求ください。）

8. 申請先・お問い合わせ先

所定の申請用紙に必要事項を記入し、直接下記申請先に持参するか、郵送で応募してください。

〒618-0021 大阪府三島郡島本町百山4-1 島本町商工会

TEL：075-962-5112

FAX：075-962-0230

メールアドレス：shimasyo@silver.ocn.ne.jp

ホームページ：<http://shimamoto-sci.com/>

※申請書類関係はホームページからもダウンロードできます。